

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

### 特記事項

保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

中央区長

## 公表日

令和7年3月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保険料徴収事務(国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険)
②事務の概要	<p>【概要】 各種保険制度の保険料の徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民健康保険徴収事務 →国民健康保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。</li> <li>・国民健康保険滞納整理事務 →国民健康保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。</li> <li>・後期高齢者医療保険滞納整理 →後期高齢者医療保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。</li> <li>・後期高齢者医療保険徴収事務 →後期高齢者医療保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。</li> <li>・介護保険徴収事務 →介護保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。</li> <li>・介護保険滞納整理事務 →介護保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。</li> </ul>
③システムの名称	国民健康保険収納システム 後期高齢者医療システム、介護保険システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)国民健康保険料収納情報ファイル (2)後期高齢者医療保険収納情報ファイル (3)介護保険料収納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条 別表 項番44、85、100
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表【提供】 項番2、3、5、6、7、42、69、87、115、125、131
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ O ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		
9. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		特定個人情報等を扱う端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウトの徹底を呼び掛けている。なお、アクセスについては、ICカードとパスワードによる認証によってアクセス可能者を限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月2日	II-1	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成28年12月2日	II-2	2015/9/1	2016/4/1	事後	
平成29年4月1日	I-5	保険年金課長 鈴木和則	保険年金課長 倉本伊知郎	事後	
平成29年4月1日	II-1	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成29年4月1日	II-2	2016/4/1	2017/4/1	事後	
平成31年3月28日	I-5-②	保険年金課長 倉本伊知郎	保険年金課長	事後	
平成31年3月28日	II-1	2017/4/1	2018/6/1	事後	
平成31年3月28日	II-2	2017/4/1	2018/6/1	事後	
令和2年4月1日	II-1	2018/6/1	2020/4/1	事後	
令和2年4月1日	II-2	2018/6/1	2020/4/1	事後	
令和3年4月1日	I-4-②	番号法第19条第7号 別表第二 【照会】 無し 【提供】 項番2、3、4、5、6、26、42、62、80、87、93	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番2、3、4、5、6、26、42、62、80、87、93	事後	
令和3年4月1日	II-1	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	II-2	2020/4/1	2021/4/1	事後	
令和4年1月4日	I-1-②	【概要】 各種保険制度の保険料の徴収に関する事務 ・国民健康保険徴収事務 →国民健康保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・国民健康保険滞納整理事務 →国民健康保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険滞納整理 →後期高齢者医療保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険徴収事務 →後期高齢者医療保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険徴収事務 →介護保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険滞納整理事務 →介護保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。	【概要】 各種保険制度の保険料の徴収に関する事務 ・国民健康保険徴収事務 →国民健康保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・国民健康保険滞納整理事務 →国民健康保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険滞納整理 →後期高齢者医療保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。 ・後期高齢者医療保険徴収事務 →後期高齢者医療保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険徴収事務 →介護保険料を金融機関やコンビニエンスストアの窓口収納、スマートフォンのキャッシュレス決済による収納、金融機関の口座振替による収納及び年金から天引きによる収納を行う。 ・介護保険滞納整理事務 →介護保険料滞納者の財産調査を行い、財産があれば差押え処分を実施する。財産がなく支払能力がないと認められた場合は執行停止処分を実施する。	事後	
令和4年1月4日	I-1-③	国民健康保険収納システム 後期高齢者医療システム	国民健康保険収納システム 後期高齢者医療システム、介護保険システム	事後	
令和4年4月1日	II-1	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和4年4月1日	II-2	2021/4/1	2022/4/1	事後	
令和5年4月1日	II-1	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和5年4月1日	II-2	2022/4/1	2023/4/1	事後	
令和6年9月18日	II-1	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	II-2	2023/4/1	2024/4/10	事後	
令和6年9月18日	I-3	番号法第9条第1項 別表第一 項番30、59、68 番号法別表第一主務省令 24条 46条 50条	番号法第9条 別表 項番44、85、100	事後	
令和6年9月18日	I-4-②	番号法第19条第8号 別表第二 【提供】 項番2、3、4、5、6、26、42、62、80、87、93	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 【提供】 項番2、3、5、6、7、42、69、87、115、125、131	事後	
令和7年3月26日	IV-8人手を介入させる作業 (人手を介入させる作業はない)		○	事後	
令和7年3月26日	IV-11(最も優先度が高いと考えられる対策)		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月26日	IV-11(当該対策は十分か【再掲】-判断の根拠)		<p>特定個人情報等を扱う端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定しており、アクセス権限の所持者には、離席時のログアウトの徹底を呼び掛けている。なお、アクセスについては、ICカードとパスワードによる認証によってアクセス可能者を限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。</p> <p>これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>	事後	